

ハラスメントを防ぐには？ ～今、企業に求められる防止策～

平成 29 年 1 月に男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント措置を講ずることが事業主に義務付けられました。職場では、パワハラ、セクハラ、マタハラなどの様々なハラスメントが起こる可能性があります。企業としては、防止に向けた雇用環境づくりを進めていく必要があります。今回は、ハラスメント防止の専門家を講師に招き、講演とロールプレイを通して、実践的な対策を学ぶ機会とします。

講演及びロールプレイ **みき けいこ** **三木 啓子**（アトリエエム株式会社 代表取締役）

民間企業、男女共同参画センター等で勤務の後、2005 年にアトリエエム株式会社を設立、代表取締役に就任。パワハラ、セクハラ、マタハラ、LGBT 等のハラスメント防止研修、人権研修、メンタルヘルス研修並びに人材育成事業等を行っている。

特にハラスメント防止については、オリジナルプログラムでのセミナー（研修）を企業、行政機関、教育機関、各種団体等で多数実施。ロールプレイやグループワークを取り入れたセミナーは、実践的で分かりやすいと好評で、メディアでも紹介されている。研修用 DVD と冊子も多数製作している。1959 年生まれ。主な著書：「LGBT を知ろう」2017 年、「セクハラ・パワハラ その現状と防止対策」2016 年、「セクハラ・プリゼント」2015 年、「ここが知りたいかった！ハラスメント Q&A」2015 年 など

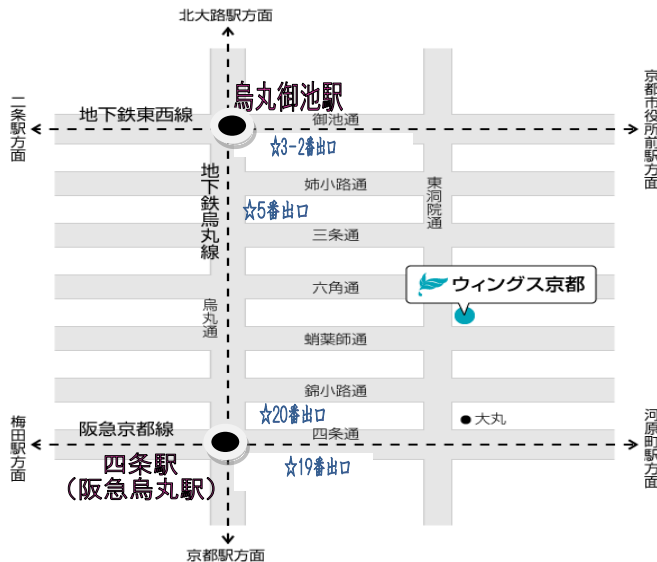


日時 平成 29 年 10 月 2 日（月）14:00～16:00
会場 京都市男女共同参画センター ウィングス京都 セミナー室（2 階）
（中京区東洞院通六角下る御射山町 2 6 2 番地）
対象者 京都市内の企業の経営者層、総務・人事責任者、人権研修推進者等

＜ 交通アクセス ＞

- 地下鉄「烏丸御池駅」下車
5 番出口から徒歩約 5 分
（エレベーター設置出口 3-2 番から徒歩約 6 分 約 480m）
- 地下鉄「四条駅」又は阪急「烏丸駅」下車
20 番出口から徒歩約 5 分
（エレベーター設置出口 19 番から徒歩約 5 分 約 440m）

御来場の際は、京都市営地下鉄等、公共交通機関を御利用ください。



【申込期間】平成 29 年 4 月 17 日（月）～9 月 25 日（月）先着 80 名

裏面の申込書*に必要事項を記入して FAX（075-366-0139）でお送りいただくか、電子メール（jinken@city.kyoto.lg.jp）に必要事項を記載して、送信してください。

（*ホームページからダウンロード可）

＜お問合せ＞

京都市文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課（企業啓発担当）

電話（075）366-0322（平日の午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分）

*ホームページ「京都市：トップページ（<http://www.city.kyoto.lg.jp/>）又は左記名称で検索」から画面上部「暮らしの情報」→画面右下部「人権・企業啓発」→「企業向け人権啓発講座」を御覧ください。

参加申込書 9/25(月)締切り

下記の講座に、参加を申し込みます。

京都市文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課(企業啓発担当)〔FAX番号 (075)366-0139〕宛て

平成29年度第5回 企業向け人権啓発講座(京都市主催・中小企業庁委託事業)

ハラスメントを防ぐには？

～今、企業に求められる防止策～

講演及びロールプレイ みき けいこ
三木 啓子 (アトリエエム株式会社 代表取締役)

日時 平成29年10月2日(月) 14:00～16:00

会場 京都市男女共同参画センター ウィングス京都
セミナー室(2階)

先着80名
参加費無料

記入又は、該当するものに○を付けてください。

項目	記入欄
事業所名(ふりがな)	
所在地	※京都市外の場合は、京都市内にある事業所名も御記入ください。
業種	
事業所の規模	20人未満・20人～29人・30人～49人・50人～99人・100人～299人・300人以上
参加者名	
参加者役職名	
連絡先	電話 FAX
受講の際の必要事項等	手話*・要約筆記*・磁気誘導ループ*・車椅子・補助犬 (※手話・要約筆記・磁気誘導ループについては、9月19日(火)までにお申し込みください。)

「企業向け人権啓発講座」は、様々な視点から現状を知り、対応について考え、社内における人権尊重の風土づくり及び企業と社会の持続可能な成長に役立てていただくことを目的とする、企業の経営者層、総務・人事責任者、人権研修推進者等を対象とした講座です。

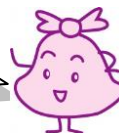
申込期間終了後に受講票を送付いたしますので、本講座受講時に御持参ください。

【個人情報の取扱いについて】いただいた個人情報は、京都市個人情報保護条例に基づき、他の目的には一切使用しません。



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

発行：京都市文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課
京都市印刷物第294059号
平成29年4月発行



リサイクル適正識
別表示マーク